令和8年度 第2回 静岡県地下占用物等連絡会議

開催概要

- 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を受けて、令和8年度　第2回静岡県地下占用物等連絡会議を開催し、以下の内容について、静岡県内の各道路管理者および道路地下施設の占用者を対象に情報共有及び意見交換を行いました。

（1）下水道法の一部改正について
（2）令和7年度の点検実施状況
（3）占用工事における猛暑時間の施工回避について
（4）意見交換

- 本会議を通じて、地下占用物等の適切な点検・維持管理、道路管理者と占用者間の情報共有、路面下空洞調査結果の活用が、道路陥没等の事故防止に重要であることを確認しました。
- 点検結果の報告方法や猛暑時の施工回避等についても情報共有を行い、今後のさらなる連携強化を図りました。

開催日時・場所等

- 日　時　：　令和8年8月26日（水）14：00～15：00
- 場　所　：　静岡国道事務所（WEB会議）
- 出席者：　中部地方整備局、静岡県、県内市町、中日本高速道路株式会社、静岡県道路公社、各占用事業者　計150者

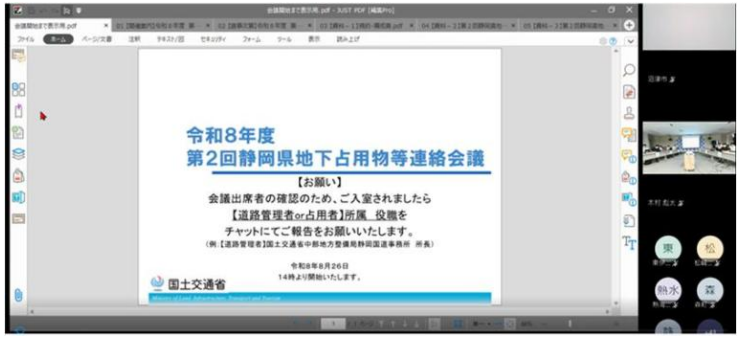
会議実施状況



静岡国道事務所 開催状況　①



静岡国道事務所 開催状況　②



WEB会議 開催状況

令和８年度　第２回静岡県地下占用物等連絡会議

日時：令和８年８月２６日（水）１４：００～
場所：ＷＥＢ会議
（事務局：静岡国道事務所２階会議室）

議　事　次　第

１　開会

２　挨拶

３　議事

下水道法等の一部改正について

令和７年度の点検実施状況

占用工事における猛暑時間の施工回避について

意見交換

４　閉会

【資料-1】

静岡県地下占用物等連絡会議　規約

（名　称）

第１条　本会は、「静岡県地下占用物等連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目　的）

第２条　会議は、道路法第 28 条の２の規定に基づき設置し、静岡県道路メンテナンス会議規約第４条６項の規定の専門部会に位置付け、静岡県内の各道路管理者及び地下占用物件の占用者、地上部の電柱の占用者において、定期的に相互の点検・調査の計画・結果について共有する他、道路陥没を防ぐ取組みなどを連携して実施することにより、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応することを目的とする。

（調整・共有事項）

第３条　会議は、第２条の目的を達成するため、次の事項について調整、及び共有する。

（１）　占用者による当年度の点検計画・前年度の点検結果

（２）　道路管理者による路面下空洞調査結果

（３）　前年度の道路陥没実績、陥没箇所の措置事例

（４）　その他、道路陥没対策に寄与する情報等

（組　織）

第４条　会議は、第２条の目的を達成するため、静岡県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び会議が必要と認めるもので組織する。

２　会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長、副会長は静岡県交通基盤部道路局道路整備課長とする。

３　会長に事故等はあるときは、副会長がその職務を代行する。

４　会議の構成は、「別表-1」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名する者の出席を求めることができる。

（会議の開催）

第５条　会議は年に１回を基本として、必要に応じて適宜開催する。

（事務局）

第６条　会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

【資料-1】

２　事務局は、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所管理第二課、静岡県交通基盤部道路局道路整備課に置く。

（規約の改正）
第７条　本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行うことができる。

（その他）
第８条　本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附　則）
本規約は、令和７年４月２３日から施行する。
令和８年５月１５日　一部改正

【資料-1】

静岡県地下占用物連絡会議　構成員リスト

構成員	所属	役職	備考
【道路管理者】	国土交通省中部地方整備局　静岡国道事務所	所長	会長
〃	国土交通省中部地方整備局　沼津河川国道事務所	所長	
〃	国土交通省中部地方整備局　浜松河川国道事務所	所長	
〃	静岡県交通基盤部　道路局道路企画課	課長	
〃	静岡県交通基盤部　道路局道路整備課	課長	副会長
〃	静岡県交通基盤部　道路局道路保全課	課長	
〃	静岡県　下田土木事務所　企画検査課	課長	
〃	静岡県　下田土木事務所　維持管理課	課長	維持担当 管理担当
〃	静岡県　熱海土木事務所　企画検査課	課長	
〃	静岡県　熱海土木事務所　維持調査課	課長	維持担当
〃	静岡県　熱海土木事務所　用地管理課	課長	管理担当
〃	静岡県　沼津土木事務所　企画検査課	課長	
〃	静岡県　沼津土木事務所　維持調査課	課長	維持担当
〃	静岡県　沼津土木事務所　管理課	課長	管理担当
〃	静岡県　富士土木事務所　企画検査課	課長	
〃	静岡県　富士土木事務所　維持管理課	課長	維持担当 管理担当
〃	静岡県　島田土木事務所　企画検査課	課長	
〃	静岡県　島田土木事務所　維持管理課	課長	維持担当 管理担当
〃	静岡県　袋井土木事務所　企画検査課	課長	
〃	静岡県　袋井土木事務所　維持管理課	課長	維持担当 管理担当
〃	静岡県　浜松土木事務所　企画検査課	課長	
〃	静岡県　浜松土木事務所　維持管理課	課長	維持担当 管理担当
〃	中日本高速道路(株)　東京支社　保全・サービス事業部　企画統括課	課長	
〃	中日本高速道路(株)　東京支社　御殿場保全・サービスセンター	所長	
〃	中日本高速道路(株)　東京支社　富士保全・サービスセンター	所長	
〃	中日本高速道路(株)　東京支社　静岡保全・サービスセンター	所長	
〃	中日本高速道路(株)　東京支社　浜松保全・サービスセンター	所長	
〃	中日本高速道路(株)　東京支社　大月保全・サービスセンター	所長	
〃	静岡県道路公社　道路部　維持管理課	課長	
〃	静岡市　建設局　道路部　道路保全課	課長	
〃	静岡市　建設局　土木部　土木管理課	課長	
〃	浜松市　土木部　道路保全課	課長	
〃	沼津市　道路管理課	課長	
〃	沼津市　農林農地課	課長	農道
〃	熱海市　都市整備課	課長	
〃	三島市　土木課	課長	
〃	富士宮市　都市整備部　道路課	課長	
〃	富士宮市　都市整備部　管理課	課長	
〃	伊東市　建設部　建設課	課長	
〃	島田市　すぐやる課	課長	
〃	富士市　建設部　建設総務課	課長	
〃	富士市　建設部　道路維持課	課長	
〃	磐田市　建設部　道路河川課	課長	
〃	焼津市　道路課	課長	
〃	焼津市　土木管理課	課長	
〃	掛川市　維持管理課	課長	
〃	藤枝市　建設管理課	課長	
〃	藤枝市　道路課	課長	
〃	御殿場市　道路河川課	課長	

【資料-1】

構成員	所属	役職	備考
〃	御殿場市　管理維持課	課長	
〃	袋井市　維持管理課	課長	
〃	下田市　建設課	課長	
〃	下田市　産業振興課	課長	農道、林道
〃	裾野市　建設課	課長	
〃	湖西市　土木課	課長	
〃	伊豆市　用地管理課	課長	
〃	御前崎市　維持管理課	課長	
〃	菊川市　建設経済部　建設課	課長	
〃	伊豆の国市　建設課	課長	
〃	牧之原市　建設課	課長	
〃	東伊豆町　建設整備課	課長	
〃	河津町　建設課	課長	
〃	南伊豆町　地域整備課	課長	
〃	松崎町　産業建設課	課長	
〃	西伊豆町　建設課	課長	
〃	函南町　建設課	課長	
〃	清水町　建設課	課長	
〃	長泉町　建設計画課	課長	
〃	小山町　都市基盤部　建設課	課長	
〃	吉田町　建設課	課長	
〃	川根本町　建設課	課長	
〃	森町　建設課	課長	

【資料-1】

構成員	所属	役職	備考
【占用者】	東京電力パワーグリッド(株)　静岡総支社　無電柱化推進グループ	グループマネージャー	電気
〃	東京電力リニューアブルパワー㈱松田事業所　土木保守グループ	グループマネージャー	電気
〃	中部電力パワーグリッド(株)　静岡支社　送電グループ	副長	電気
〃	中部電力パワーグリッド(株)　静岡支社　静岡通信センター　運用グループ	副長	電気
〃	中部電力パワーグリッド(株)　静岡支社　配電建設グループ	副長	電気
〃	中部電力パワーグリッド(株)　浜松支社　送電グループ	副長	電気
〃	中部電力パワーグリッド(株)　豊橋支社　新城営業所　配電グループ	副長	電気
〃	東京発電(株)　三島事業所 統括グループ	所長	電気
〃	NTT西日本(株)　静岡支店	担当課長	通信
〃	(株)ＮＴＴドコモ　インフラデザイン部	担当課長	通信
〃	(株)ＮＴＴドコモ　（委託先：NTTｲﾝﾌﾗﾈｯﾄ(株)静岡支店）	担当課長	通信
〃	NTTインフラネット(株)　静岡支店	支店長	通信
〃	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)　プラットフォームサービス本部　インフラデザイン部	部長	通信
〃	ＫＤＤＩ(株)　静岡センター	センター長	通信
〃	ＫＤＤＩ(株)　建設管理部	部長	通信
〃	ＫＤＤＩ(株)アクセス技術本部　インフラシステム設計部	部長	通信
〃	ＫＤＤＩエンジニアリング(株)　光インフラ建設部	部長	通信
〃	中部テレコミュニケーション(株)　建設本部　ソリューション建設部　申請業務グループ	グループマネージャー	通信
〃	ソフトバンク(株)　西日本ネットワークセンター　東海保全課	課長	通信
〃	アルテリア・ネットワークス(株)　線路オペレーション部　線路メンテナンス課	課長	通信
〃	公益社団法人移動通信基盤整備協会　事務局	担当課長	通信
〃	(株)ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク　西静支店	支店長	通信
〃	(株)ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク　富士支店技術課	課長	ケーブルテレビ
〃	(株)ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク　営業本部　三島支店	支店長	通信
〃	㈱TOKAIケーブルネットワーク　御殿場支店技術課	課長	通信
〃	(株)ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ　基幹設備部　線路設備課	課長	通信
〃	(株)ＵＳＥＮ　中部支社	支社長	通信
〃	(株)トコちゃんねる静岡　技術部技術課	部長	通信
〃	浜松ケーブルテレビ(株)	マネージャー	通信
〃	静岡ガス(株)　幹線・送出管理センター	センター長	ガス
〃	静岡ガス(株)　静岡センター	センター長	ガス
〃	静岡ガス(株)　東部センター	センター長	ガス
〃	静岡ガスエネルギー(株)	伊豆営業所長	ガス
〃	静岡ガスエネルギー(株)御殿場サービスステーション	所長	ガス
〃	静岡ガスエネルギー（株）本社保安・技術G　西部チーム	チームリーダー	ガス
〃	静岡ガスエネルギー（株）西部支店　榛南営業所	所長	ガス
〃	東海ガス(株)	部長	ガス
〃	サーラエナジー㈱　浜松供給センター	所長	ガス
〃	(株)ザ・トーカイ	課長	ガス
〃	熱海瓦斯(株)	課長	ガス
〃	伊東ガス(株)		ガス
〃	島田ガス(株)	導管グループリーダー	ガス
〃	中遠ガス(株)		ガス
〃	御殿場ガス(株)	グループリーダー	ガス
〃	下田ガス(株)		ガス

【資料-1】

構成員	所属	役職	備考
〃	岩谷産業(株)水素ガス部	部長	ガス
〃	日本瓦斯(株)　三島営業所		ガス
〃	日本ガス興業(株)	副部長	ガス
〃	南遠州パイプライン(株)		ガス
〃	静浜パイプライン(株)　掛川事務所	所長	ガス
〃	(株)INPEXパイプライン　河口湖支所	支所長	ガス
〃	(株)INPEXパイプライン　用地管理部　用地管理課	課長補佐	ガス
〃	富士伊豆農業協同組合　函南プロパンガスセンター		ガス
〃	(有)松下商店	代表取締役社長	ガス
〃	鈴与商事(株)　導管保安センター	センター長	ガス
〃	静岡市　上下水道局　下水道部　下水道維持課	課長	上下水
〃	静岡市　上下水道局　下水道部　下水道事務所	所長	上下水
〃	静岡市　上下水道局　水道部　水道建設・維持課	課長	上下水
〃	静岡市　上下水道局　水道部　水道事務所	所長	上下水
〃	浜松市　上下水道部　下水道工事課	課長	上下水
〃	浜松市　上下水道部　水道工事課	課長	上下水
〃	浜松市　上下水道部　北部上下水道課	課長	上下水
〃	浜松市　上下水道部　天竜上下水道課	課長	上下水
〃	沼津市　水道部　下水道整備課	課長	上下水
〃	沼津市　水道部　上水道工務課	課長	上下水
〃	熱海市　公営企業部　水道温泉課	課長	上下水
〃	熱海市　公営企業部　下水道課	課長	上下水
〃	三島市　都市基盤部　下水道課	課長	上下水
〃	三島市　都市基盤部　水道課	課長	上下水
〃	富士宮市　水道部　下水道課　建設係	建設係長	上下水
〃	富士宮市　水道部　水道工務課	課長	上下水
〃	伊東市　上下水道部　水道課	課長	上下水
〃	伊東市　上下水道部　下水道課	課長	上下水
〃	島田市　都市基盤部　水道課	課長	上下水
〃	島田市　都市基盤部　下水道課	課長	上下水
〃	富士市　上下水道部　下水道施設維持課	課長	上下水
〃	富士市　上下水道部　水道維持課	課長	上下水
〃	磐田市　環境水道部　上下水道工事課	課長	上下水
〃	焼津市　上下水道部　水道工務課	課長	上下水
〃	焼津市　上下水道部　下水道課	課長	上下水
〃	掛川市　上下水道部　水道課	課長	上下水
〃	掛川市　上下水道部　下水道課	課長	上下水
〃	藤枝市　環境水道部　下水道課	課長	上下水
〃	藤枝市　環境水道部　上水道課	課長	上下水
〃	御殿場市　環境市民部　下水道課	土木監	上下水
〃	御殿場市　環境市民部　上水道課	次長	上下水
〃	袋井市　環境水道部　水道課	課長	上下水
〃	袋井市　環境水道部　下水道課	課長	上下水
〃	下田市　上下水道課	課長	上下水
〃	裾野市　水道部　上下水道工務課	課長	上下水
〃	湖西市　環境部　上下水道課	課長	上下水
〃	伊豆市　建設部　上下水道課	課長	上下水
〃	御前崎市　市民生活部　上下水道課	課長	上下水
〃	菊川市　生活環境部　下水道課	課長	上下水
〃	菊川市　生活環境部　水道課	課長	上下水
〃	伊豆の国市　都市整備部　上下水道課	課長	上下水
〃	牧之原市　建設部　水道課	課長	上下水
〃	牧之原市　建設課　（都市下水路）	課長	上下水
〃	東伊豆町　水道課	課長	上下水
〃	河津町　水道温泉課	課長	上下水

【資料-1】

構成員	所属	役職	備考
〃	南伊豆町　生活環境課	課長	上下水
〃	松崎町　生活環境課	課長	上下水
〃	西伊豆町　企業課	課長	上下水
〃	函南町　上下水道課	課長	上下水
〃	清水町　都市計画課	係長	下水
〃	長泉町　上下水道課	課長	上下水
〃	小山町　都市基盤部　上下水道課	課長	上下水
〃	吉田町　上下水道課	課長	上下水
〃	川根本町　くらし環境課	課長	上下水
〃	森町　上下水道課	課長	上下水
〃	浜松市　上下水道部　お客さまサービス課	課長	上下水
〃	静岡県　企業局　西部事務所	所長	上水、工水
〃	静岡県大井川広域水道企業団　管理課	課長	上下水
〃	大井上水道企業団	工務係	上水
〃	浜名湖ボートレース企業団	企業長	下水
〃	静岡県企業局　東部事務所	所長	工水
〃	水資源機構　豊川用水総合管理所	所長	農水、工水
〃	関東農政局　西関東土地改良調査管理事務所	所長	農水
〃	関東農政局　農村振興部水利整備課	管理調整官	農水
〃	関東農政局　農村振興部水利整備課	管理調整係長	農水
〃	大井川右岸土地改良区　管理事業課	事業係長	農水
〃	静岡県　経済産業部　農地局　農地整備課		農水
〃	静岡県　中遠農林事務所　用地管理課	課長	農水
〃	静岡県　中部農林事務所	所長	農水
〃	静岡県　経済産業部　農地局　農地整備課	課長	農水
〃	静岡県　富士農林事務所　農村計画課	課長	農水
〃	静岡県　西部農林事務所　農村計画課	課長	農水
〃	篠原舞阪南部土地改良区	理事長	農水
〃	浜松土地改良区	主幹	農水
〃	浜名湖北部用水土地改良区		農水
〃	湖西用水土地改良区	理事長	農水
〃	富士裾野東部土地改良区		農水
〃	浜松市西南部土地改良区		農水
〃	全国共済農業協同組合連合会静岡県本部　総務課	課長	農水
〃	浜松市　産業部　農地整備課	課長	農水
〃	掛川市　農林課	課長	農水
〃	岳南排水路管理組合	局長	工業排水
〃	(株)イナケン	代表取締役	
〃	日本電気(株)	ワークプレイス統括部ディレクター	通信
〃	日本軽金属(株) 蒲原製造所 土木課	課長	
〃	興和(株)　富士工場	工場長	
〃	陸上自衛隊富士学校管理部営繕課	営繕課長	
〃	静岡県　沼津土木事務所　管理課	課長	
〃	伊豆市　建設部　建設課	課長	
〃	伊豆市　建設部　用地管理課	課長	
〃	御殿場市　都市建設部　管理維持課	課長	
〃	御殿場市　都市建設部　道路河川課	課長	
〃	御殿場市　農林整備課	課長	

【資料-1】

構成員	所属	役職	備考
〃	御殿場市　国土調査課	課長	
〃	御殿場市　まちづくり推進課	課長	
〃	三島市　都市基盤部　土木課　市道・河川整備推進室	室長	
〃	小山町　都市基盤部　建設課	課長	
〃	裾野市　建設部　建設課	課長	
〃	清水町　建設課	係長	
〃	長泉町　建設計画課	課長	
〃	長泉町　工事管理課	課長	
〃	富士宮市　都市整備部　河川課	課長	
〃	富士宮市　消防本部　警防救急課	課長	防火水槽
〃	静岡市　建設局　土木部　河川課	維持管理係長	
〃	静岡市　建設局　土木部　土木事務所	工事係長	
〃	焼津市　経済部　商工観光課	課長	温泉管
〃	川根本町　観光交流課	課長	温泉管
〃	森町　農林政策課	課長	
〃	管工事組合青野設備工業		温泉管
〃	誠商事(有)		温泉管
〃	松崎三浦温泉(株)		温泉管
〃	下田温泉(株)		温泉管
〃	東海旅客鉄道(株)　静岡支社　電気部　管理課	課長代理	鉄道
〃	東海旅客鉄道(株)　三島電気技術センター	変電電灯助役	鉄道
〃	静岡県　清水港管理局　管理課	課長	港湾
〃	王子エフテックス(株)　東海工場	工場長	
〃	王子マテリア(株)　富士工場	工場長	
〃	日本製紙(株)　富士工場	工場長	
〃	清水農業協同組合　総務部総務課	課長補佐	
〃	大和製罐(株)清水工場	工場長	
〃	静岡市　消防局　警防部　警防課	課長	防火水槽
〃	社会福祉法人　駿河厚生会	理事長	
〃	臼井国際産業(株)　総務部	課長	
〃	陸上自衛隊　駒門駐屯地	供用事務担当官	
〃	トヨタ自動車株式会社　総務部　管財室　第2管財グループ	ー	排水管
〃	特種東海製紙(株)　総務部　三島総務チーム	リーダー	
〃	(株)NKCorporation	代表取締役	
〃	山北町透間用水組合	組合長	
〃	小野建設株式会社　住宅部	店長	営業
〃	小野建設株式会社　住宅部	工事長	工務
〃	袋井ガス株式会社		ガス

【資料-2】

1．下水道法等の一部改正について

【資料-2】

●下水道法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

○ 令和７年１月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。

○ 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。

⇒ **強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。**



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法案の概要

１．安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

①確実な老朽化状況の把握 【下水道法】

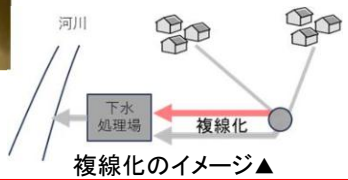
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表　※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し

②下水道の戦略的な再構築 【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表



◂ドローンを活用した点検・診断のイメージ



複線化のイメージ▲

③道路管理者との連携強化 【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

２．道路地下空間の安全性確保

①道路占用者と道路管理者の連携強化 【道路法】

- 道路占用者と道路管理者との間で「占用物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占用物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設　※道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

②占用許可制度の見直し 【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占用物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

３．下水道マネジメントを支える基盤の強化

①下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

②下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備



▲広域連携のイメージ

【施行期日】 公布の日から６月以内施行

【資料-2】

【下水道法等の一部を改正する法律案】

下水道管理者と道路管理者の連携強化

道路占用者と道路管理者の連携強化

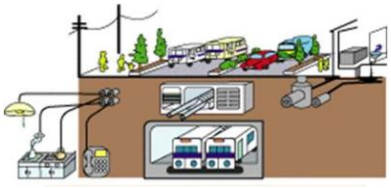
改正の背景・必要性

- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」での議論では、**占用者と道路管理者の協力体制は現状では十分とはいえない**との指摘がなされた

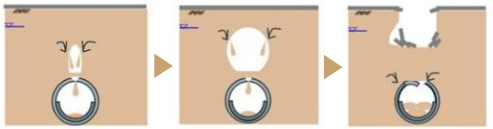
（道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（上下水道、電気、ガスの事業者等））

- 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担等について、現行制度では柔軟な取り決めを行うことが困難であり、**道路占用者と道路管理者が効率的かつ柔軟に連携して取組を進めることができないおそれがある**

道路空間を占用する各種施設



道路陥没のメカニズム例



埼玉県「八潮市で発生した道路陥没事故に関する原因究明委員会」最終報告書「シナリオ2」より抜粋、一部改変

改正概要

下水道管理者と道路管理者の連携強化

下水道の点検に関し道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に記載することができる制度を創設

（記載にあたっては道路管理者への協議か、法定協議会※での協議が必要）　※道路管理者や道路占用者等で構成

▶ 路面下空洞調査の共同実施や地盤情報の提供等、下水道管理者の点検に道路管理者が協力

法定協議会の例
（地下占用物連絡会議）



路面下空洞調査



道路占用者と道路管理者の連携強化

道路占用者と道路管理者が「占用物件等維持修繕協定」を締結できる制度を創設

▶ 道路や占用物件の維持・修繕に関する費用負担について、道路法上の規定に関わらず取り決めること等が可能に

【資料-2】

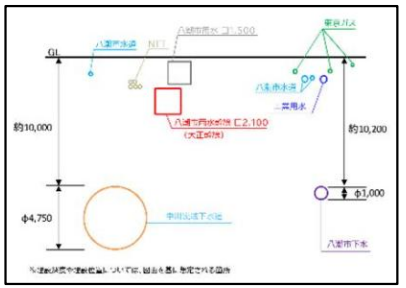
【下水道法等の一部を改正する法律案】

占用許可制度の見直し

改正の背景・必要性

- 占用手続きの中で**占用物の維持管理の内容を正確に把握できていない**
  - 長期にわたって地下に埋設される占用物件の維持管理が適切に行われていなかった場合、道路利用者や道路交通に多大な影響が生じるおそれがある

八潮の道路陥没箇所の地下埋設物の状況
（断面図）



埼玉県「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に関する復旧工法検討委員会」第1回資料より

- **地下施設の正確な位置情報把握ができていない**
  - 事故発生時の即応に課題
  - 今後、地下空間情報のデジタル化・統合化を進めるべきところ、竣工図面が道路管理者に共有される仕組みとなっていない

改正概要

占用許可制度の見直し

電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管等の占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加

▶ 道路管理者が占用物件の点検計画を把握可能に

道路の地下に埋設する占用物件について工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

▶ 道路管理者が正確な位置情報を把握可能に

2. 令和7年度の点検実施状況

【資料-2】

主な地下占用物の点検状況（電力事業者）

静岡県内における電力施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設数		令和7年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施区間	不具合箇所	措置済箇所	実施箇所	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	66区間	3,605箇所	5区間	0箇所	0箇所	368箇所	0箇所	0箇所

※1 （一社）送配電網協議会参画企業
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法等：目視による調査
調査等の頻度：【工務】6または9年に1回
【配電】5年に1回

【資料-2】

主な地下占用物の点検状況（通信事業者）

静岡県内における通信施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設数		令和7年度					
	洞道	マンホール	洞道			マンホール		
			実施延長	不具合箇所	措置済箇所	実施箇所	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	4．0km	29,766箇所	0km	0箇所	0箇所	2,026箇所	3箇所	0箇所

※1　NTTグループ
※2　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
・調査等の手法等
　洞道：潜行目視による調査　　MH：目視・360°カメラ
・調査等の頻度
　洞道：5年に1回　　MH：10年に1回

【資料-2】

主な地下占用物の点検状況（ガス事業者）

静岡県内におけるガス施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設延長	令和7年度		
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所
全管理者	7，047．64km	1，750．47km	22箇所	22箇所

※1 （一社）日本ガス協会参画企業
※2 占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法等：道路上からのガス検知器による調査
調査等の頻度：4年に1回





三島市道（静岡県三島市）

【資料-2】

主な地下占用物の点検状況（水道事業者）

静岡県内における水道施設※1の点検実施状況※2

道路管理者	対象施設延長	令和7年度			
		実施延長	不具合箇所	措置済箇所	
全管理者	21，354．2km	7，813．22km	335箇所	243箇所	（巡視）
		4，373．9km	334箇所	310箇所	（漏水調査）

※1　上水道と簡易水道
※1　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法等：目視調査や音聴調査
調査等の頻度：水道法施行規則第17条の2により、適切な時期に点検を実施

【資料-2】

主な地下占用物の点検状況（下水道事業者）

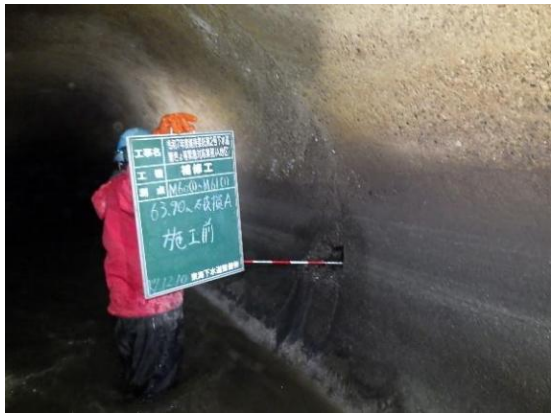
静岡県内における下水道施設の点検実施状況※1

道路管理者	対象施設延長	令和7年度		
		実施延長	不具合延長	措置済延長
全管理者	9，546．74km	396．33km	0．53km	0．78km

※1　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

（全国特別重点調査は除く）

＜概要＞
調査等の手法：目視、カメラ調査
調査等の頻度：下水道法施行令第5条の12第2号により、
適切な時期に点検を実施





浜松市道（静岡県浜松市）

【資料-2】

主な地下占用物の点検状況（電力事業者〔電柱〕）

静岡県内における道路内の電力柱※1の点検実施状況※2

道路管理者	施設総数（電柱本数）	令和7年度 電柱点検実施数	令和7年度の電柱不具合処置数		
			処置本数	令和7年度の更新（建替）本数	令和7年度以降の更新（建替）本数
全管理者	155,275本	29,565本	1本	0本	1本

※1　（一社）送配電網協議会参画企業
※2　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法：目視による調査
調査等の頻度：5年に1回

【資料-2】

主な地下占用物の点検状況（通信事業者〔電柱〕）

静岡県内における道路内の電信柱※1の点検実施状況※2

道路管理者	施設総数（電柱本数）	令和7年度 電柱点検実施数	令和7年度の電柱不具合処置数		
			処置本数	令和7年度の措置本数	令和7年度以降の措置本数
全管理者	79，416本	11，457本	7本	3本	4本

※1　NTTグループ
※2　占用事業者から個々の道路管理者に対しては、より詳細な点検状況を共有

＜概要＞
調査等の手法：目視調査
調査等の頻度：10年に1回

【資料-2】

道路管理者と地下占用者における点検情報等の共有化について

点検結果の共有化

［道路管理者⇔地下占用者］

点検の効率化・空洞の早期発見・陥没の防止

［道路管理者・地下占用者が相互に対応］

［対応例①］

占用物の点検により管路の腐食や漏水を確認

↓

空洞調査との比較

↓

必要に応じて、占用物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

［対応例②］

空洞調査により空洞（経過観察レベル）を確認

↓

占用物の点検結果との比較

↓

必要に応じて占用物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

［対応例③］

要因不明の道路陥没の情報

↓

空洞調査や占用物点検結果と比較

↓

必要に応じて空洞調査、占用物の点検や補修の前倒しなどを相互に調整

【資料-2】

事　務　連　絡
令和８年７月 27 日

各地方整備局道路部路政課長　殿
北海道開発局建設部建設行政課長補佐　殿
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長　殿
独立行政法人
　日本高速道路保有・債務返済機構総務部管理課長　殿

道路局路政課
道路利用調整室　課長補佐

占用工事に関する道路占用許可の運用上の留意事項について

道路の占用に関する掘削等の工事（以下、「占用工事」という。）の施工の時間、時期等については、「道路工事執行要領について」（昭和 37 年８月７日付け建設省道発第 331 号、建設都発第 190 号）、「道路の掘り返し防止対策の徹底について」（平成９年５月 13 日付け建設省道政発第 55 号）、「占用工事に関する道路占用許可の運用上の留意事項について」（平成 16 年４月 12 日付け国土交通省国道利第 12 号）等により必要な措置を講じているところであるが、下記の事項に留意の上、引き続き道路占用許可の適切な運用に努められたい。

記

近年、夏の猛暑は厳しさを増し、今後も続くと想定される中、建設工事における厳しい作業環境においては、より一層の猛暑対策が求められている。これを踏まえ、国土交通省では、令和７年 12 月に施工者の自主性を尊重しつつ、多様な働き方の実現を支援するため、猛暑時間の施工回避等の取組をとりまとめた「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」（以下、「パッケージ」という。）を別添のとおり策定したところであるが、占用工事においても猛暑対策に関して考慮する必要があると考えられる。

占用工事の時間については、「交通量の最も少ない時間（夜間、休日等）を選んで行うこと。ただし、道路及び交通の状況によっては、昼夜兼行、その他の方法によることができる。」としているところであるが、猛暑時間の施工回避等を踏まえた占用工事の申請の審査にあたっては、道路及び交通の状況を勘案するとともに警察とも緊密に連携し、パッケージの趣旨も考慮の上、適切な運用を図られたい。

その際、道路占用者において、過去の WBGT 値（湿球黒球温度）の実績データ等により、猛暑時間の合理的な根拠を提示した場合等は、猛暑時間として判断して差し支えない。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

（参考）WBGT 値（湿球黒球温度）データ（環境省　熱中症予防情報サイト）
https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

【資料-2】

○占用工事に関する道路占用許可の運用上の留意事項について

平成13年12月27日国道利第22号
各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各都道府県担当部長、各指定市担当局長あて道路局路政課道路利用調整室長通知

最近改正　平成16年４月12日国道利第12号

道路の占用に関する掘削等の工事（以下「占用工事」という。）の施工の時間、時期等については、「道路工事執行要領について」（昭和37年８月７日付け建設省道発第331号、建設都発第190号）、「道路の掘り返し防止対策の徹底について」（平成９年５月13日付け建設省道政発第55号）等により必要な措置を講じているところであるが、下記の事項に留意の上、引き続き道路占用許可の適切な運用に努められたい。

記

1　占用工事の時間について

占用工事の時間については、「交通量の最も少ない時間（夜間、休日等）を選んで行うこと。ただし、道路及び交通の状況によっては、昼夜兼行、その他の方法によることができる。」としているところであるが、過般の総合規制改革会議や自民党ｅ－Japan 重点計画特命委員会等における議論の過程において、占用工事の時間が一律に夜間に限定されているために工事期間がかえって長期化している、場合によっては、連続して工事を認めた方が道路の掘返し期間が短縮化され、全体としての混雑のコストが引き下げられるケースもある、との指摘もなされていることから、道路及び交通の状況を勘案しながら工期の短縮化が図られるよう、警察とも緊密に連携しつつ、適切な運用を図ること。

2　年度末等における工事抑制措置の試行的緩和について

「地下埋設工事その他の道路の掘返しを伴う占用工事の年度末等特定の時期への集中の抑制について」（昭和61年10月20日付け建設省道政発第89号）等に基づく地下埋設工事等の年度末等特定の時期への集中の抑制措置については、情報通信インフラ整備を緊急に進めるため、平成13年度から５年間は、電気通信事業者が光ファイバーを敷設するために行う工事であって、年度当初に想定し得ず、かつ、緊急性が高いことが合理性を有すると認められるものについては、冬季・年度末においても道路交通に著しい影響を与えない範囲で抑制を緩和することとされているので、「第一種電気通信事業者による線路敷設の円滑化を図る措置の実施に当たっての基本的な考え方等について」（平成13年２月15日付け国道利第５号、国道国第21号）の内容を踏まえ適切な運用を図ること。

【資料－2】

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

別紙１

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

１．猛暑期間・時間の作業回避

（１－１）猛暑期間を回避した工事発注
・猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（１－２）猛暑期間を休工可能とする工事発注
・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（１－３）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（１－４）猛暑時間の施工回避
・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（１－５）１年単位の変形労働時間制（１－２～１－４とセット）
・１年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（１－６）適切な設計図書の作成

（１－７）労働実態の把握

２．効率的な施工、作業環境の改善

（２－１）i-Construction 2.0の推進
・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（２－２）作業環境の改善
・個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
・技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

３．猛暑対策に必要な経費等の確保

（３－１）熱中症対策に係る経費
・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（３－２）直接工事費
・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

４．地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（４－１）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（４－２）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（４－３）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
・１年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ（令和７年１２月２３日国土交通省大臣官房技術調査課・不動産・建設局建設業課）抜粋

・ 全国の他の直轄土木工事においても、受注者の判断により、猛暑期間の現場施工を回避しやすくするため、関東地方整備局宇都宮国道事務所等における特記仕様書を参考にしながら、猛暑期間における現場施工回避の協議の明記について、他事務所へも展開する。

１－４　猛暑時間の施工回避

・ 猛暑時間の現場施工を回避するため、監督職員と協議の上、必要があると認められる際には、作業の開始時間、終了時間を変更することができることから、受注者は、施工・工程を工夫して、早朝施工や休憩時間の延長等の取組が実施されている。

・早朝施工の事例：高水敷除草工において、８～17 時の勤務体制のところ、熱中症による死傷者発生数が最も多い 15 時台を避け、６～15 時に変更し、作業を実施。

・休憩時間延長の事例：閉鎖空間（箱型ルーフ内）の作業において、猛暑日は昼休憩を１時間延長し、実作業を１時間短縮する代わりに、気温が下がった時期に１時間追加で作業を実施。

・施工場所の工夫事例：道路除草工において、比較的気温の低い山地部を夏期、平地部を夏期以外に作業。

・クールワークタイムの導入：県工事において、11～14 時までを休憩時間とするクールワーク実施要領を策定し、屋外での作業を主とする建設工事に適用。

・ 受注者が猛暑時間の現場施工を回避しやすくなるよう、早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力することを直轄土木工事における特記仕様書へ記載する等、受注者の取組を促進できる方策を実施する。

・ 建設業界として、猛暑期間・時間を避けた現場施工を推進している旨、建設業界以外の関係者に対しても理解増進が図られるよう、周知に努める。

１－５　１年単位の変形労働時間制

・ 受注者は、労働基準法の規定により、特定の季節等で業務の繁閑が大きい場合には、１年単位の変形労働時間制を用いることができる。具体的には、繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行う取組であり、導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結（労働基準監督署への届出）が必要となる。

・ 建設業においても変形労働時間制を促進するため、厚生労働省において作成されたパンフレット「建設業における１年単位の変形労働時間制のポイント」の周知に努めている。

・ 本制度について、１－２～１－４の猛暑期間・時間の作業回避の取組に加え、変形